

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 条例の位置づけ

県は、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に、平成9年に県生活環境の保全等に関する条例を制定し、国が定める水質汚濁防止法とは別に独自の規制を行ってきた。

2 改正の理由

国が、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を令和6年1月25日に公布し、六価クロム化合物について、排水の許容限度を「0.5mg/L」から「0.2mg/L」と、地下水の水質の浄化措置命令に関する基準値を「0.05mg/L」から「0.02mg/L」と改正した。また、大腸菌群数については大腸菌数とし、排水の許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu（コロニー形成単位）/mL」とした。

県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）に定める規制基準等は、国が定める排水の許容限度等を踏まえて定めていることから、必要な改正を行う。

3 改正の内容

(1) 六価クロム化合物に係る規制基準の改正

県規則別表第9で定める六価クロム化合物に係る排水の許容限度について、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ、「0.5mg/L」から「0.2mg/L」へ改める。

(2) 大腸菌群数に係る規制基準の改正

県規則別表第10で定める項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu/mL」へ、「1,000個/cm³」から「200cfu/mL」へ改める。

また、県規則第3号様式中「大腸菌群数（個/cm³）」を「大腸菌数（cfu/mL）」に改める。

(3) 六価クロムの環境汚染原因物質の基準値

県規則別表第17で定める水質及び地下水における六価クロムの基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改める。

(4) 六価クロム化合物の地下水の水質の浄化基準

県規則別表第18で定める六価クロム化合物の基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改める。

4 施行日

令和6年10月1日※ 施行（3(1)、(3)、(4)について）

令和7年4月1日 施行（3(2)について）

※ 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令と同様の経過措置あり